様式第４号（第１０条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

命　　令　　書

　様

美里町長　　　　　　　印

美里町廃棄物の処理及び再利用に関する条例第１２条の規定により、下記のとおり改善措置を講ずることを命ずる。

なお、改善措置を講じない場合、その旨を公表することがあることをあらかじめ通知する。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ 改善場所 |  |  |
| ２ 改善措置の内容 |  |  |
| ３ 改善措置を講ずる期限日 |  | 　　　　年　　月　　日 |
| ４ 改善措置実施の報告期限 |  | 改善措置を講ずる期限日の翌日から３０日以内 |

教示

１　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に美里町長に対し審査請求することができます。

２　処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に美里町を被告として（美里町長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、美里町長に対し審査請求をした場合には、当該審査請求に対する美里町長の裁決を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。